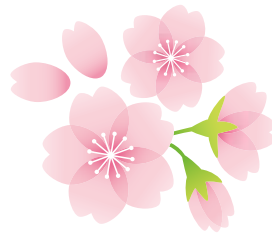


第114回 組合会開催

令和8年3月6日(金)
新潟東映ホテル



上野理事長挨拶



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856 ~ 8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人
理事長 上野喜浩

第119号

【掲載内容】

<組合会内容報告>

- ◆ 上野理事長挨拶・組合会議事内容 2頁
- ◆ 令和8年度歳入歳出予算 3頁
- ◆ 令和8年度事業計画 [基本方針・重点事項
被保険者数の推移
療養給付・保健事業] 4~12頁

<組合員・家族の皆様へ> 13~15頁

- 職種等の現況調査を行います
- 専従者給与月額が8万8千円以上の方は組合員（3級「従業員」）としてご加入いただくこととなりました ※令和6年8月1日改正
- 4月は異動の時期です。手続きはお早めに！
- 令和8年度特定健康診査受診券（セット券）を発送しました
特定健診・保健指導を受けましょう！

【重要なお知らせ】

- 令和8年8月診療分から高額療養費の自己負担限度額が変わります(8~9頁)
- 4月分の保険料から子ども・子育て支援納付金が賦課されます。(16頁)

上野 喜 浩 理事長挨拶

皆様、お疲れ様でございます。

数々の災害、被害を出した今年の豪雪。ようやくここに来て収束の兆しが見え始めてきました。そんな中、第114回組合会を開催するにあたりまして、役員、議員の皆様、支部職員の皆様には新潟県下各地から大変足元の悪い中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃は、新潟県建築国民健康保険組合にひとかたならぬご理解、ご協力、ご支援を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

先月イタリアで開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピックでは世界中のアスリート達が互いに競い合い、素晴らしいパフォーマンスで感動を与えてくれました。当県出身者の活躍に、くぎ付けになった方も多いのではないのでしょうか。

私たちの組織においても、役員や組合会議員のひとりひとりが、それぞれの日々の積み重ねを大切にしながら協力しあうことがより良い組合運営につながると思います。

ところで、令和7年度も残すところあと少しとなりましたが、国保財政の状況としては昨年8月に、実に11年ぶりとなる保険料の全面改定を実施いたしました。その影響もあり、今年度は2億円程度の単年度黒字決算を見込んでいるところであります。これもひとえに皆様のご理解ご協力のおかげだと思っております。心より感謝申し上げます。

なお、令和8年度事業計画の中でも説明がありますが、令和8年度からは新たに子ども・子育て支援金制度が開始され、4月からは高校生年代より上の年代の被保険者を対象に新たな保険料が賦課されます。初年度の保険料は組合員500円、

家族300円とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、当組合の本部事務所でもあります建築国保会館が平成3年の竣工以来、今年で35年の節目の年を迎えます。一昨年にはエレベータをリニューアルしましたが、今年度は空調設備を21年ぶりに全面更新いたします。更に、その他にも細かい不具合が出てきておりますが、会館保全に費用がかかる時期であることを何卒、ご理解いただきたいと思っております。

また、我が国の1月現在の総人口は1億2300万人でございますが、2100年、今からそう遠くない74年先の将来、人口が約6500万人程度に減少し、そのうち半分が65歳以上になる統計が全協の役員研修会の資料として示されました。その急激な人口減少により、ますます取り巻く環境は厳しいものになると予想されます。

将来、国保だけではございませんが、人口減少による健全な国保の事業運営ができるか、課題山積でありますが、皆様のご理解とご協力をいただきながら、今後も引き続き、当国保組合の安定運営に努めてまいります。

最後に、私事ではございますが、昨年4月に理事長職を拝命し、皆様のご協力のおかげで初年度はなんとか無事、乗り切ることができそうです。時間の許す限り、現場の生の声を傾けているところです。そういったことも二年目以降の組合運営に活かしていきたいと考えておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

第114回組合会は、令和8年3月6日(金)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。相波理事(長岡)の司会により、高橋副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、上野理事長の挨拶の後、青代議長(糸魚川)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。承認可決議案は次のとおりです。

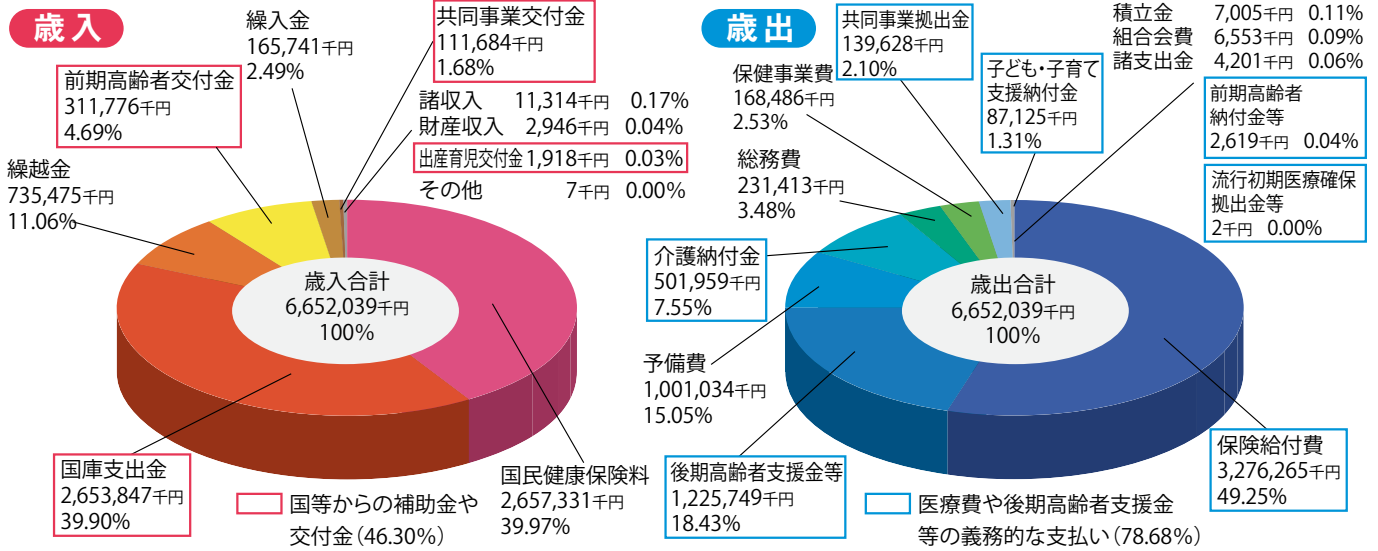
議事内容

- 報告第1号 組合会議員の異動報告について
- 報告第2号 令和7年度事業実績中間報告について
- 報告第3号 補正予算の専決処分報告について
- 報告第4号 規程等の改正について
- 議案第1号 規約の改正について
- 議案第2号 令和8年度事業計画(案)について
- 議案第3号 令和8年度歳入歳出予算(案)について

議事終了後、酒井副理事長(栃尾)の開会挨拶の後、組合会を終了いたしました。



令和8年度 歳入歳出予算構成



歳入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,657,331	39.97
	1.国民健康保険料	2,657,331	39.97
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,653,847	39.90
	1.国庫負担金	11,322	0.17
	2.国庫補助金	2,642,525	39.73
6.前期高齢者交付金		311,776	4.69
	1.前期高齢者交付金	311,776	4.69
7.出産育児交付金		1,918	0.03
	1.出産育児交付金	1,918	0.03
8.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
9.共同事業交付金		111,684	1.68
	1.共同事業交付金	111,684	1.68
10.財産収入		2,946	0.04
	1.財産運用収入	2,946	0.04
11.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
12.繰入金		165,741	2.49
	1.特別積立金繰入金	103,000	1.55
	2.給付費支払準備金繰入金	39,000	0.59
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	0.00
	4.高齢者医療積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	16,000	0.24
	6.業務電算化積立金繰入金	1	0.00
	7.会館再取得積立金繰入金	1	0.00
	8.会館営繕積立金繰入金	4,966	0.07
	9.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	10.職員退職積立金繰入金	1	0.00
	11.備品再取得積立金繰入金	2,768	0.04
	12.周年事業積立金繰入金	1	0.00
13.繰越金		735,475	11.06
	1.繰越金	735,475	11.06
14.諸収入		11,314	0.17
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	3,500	0.05
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	7,811	0.12
歳入合計		6,652,039	100.00

歳出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,553	0.09
	1.組合会費	6,553	0.09
2.総務費		231,413	3.48
	1.総務管理費	163,180	2.45
	2.徴収費	66,322	1.00
	3.趣旨普及費	1,911	0.03
3.保険給付費		3,276,265	49.25
	1.療養諸費	2,870,807	43.16
	2.高額療養費	335,966	5.05
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	31,014	0.47
	5.葬祭諸費	4,100	0.06
	6.傷病手当金	32,242	0.48
	7.出産手当金	2,100	0.03
4.後期高齢者支援金等		1,225,749	18.43
	1.後期高齢者支援金等	1,225,749	18.43
5.前期高齢者納付金等		2,619	0.04
	1.前期高齢者納付金等	2,619	0.04
6.介護納付金		501,959	7.55
	1.介護納付金	501,959	7.55
7.流行初期医療確保拠出金等		2	0.00
	1.流行初期医療確保拠出金等	2	0.00
8.子ども・子育て支援納付金		87,125	1.31
	【新設】1.子ども・子育て支援納付金	87,125	1.31
9.共同事業拠出金		139,628	2.10
	1.共同事業拠出金	139,628	2.10
10.保健事業費		168,486	2.53
	1.特定健康診査等事業費	55,229	0.83
	2.保健事業費	113,257	1.70
11.積立金		7,005	0.11
	1.積立金	7,005	0.11
12.諸支出金		4,201	0.06
	1.償還金及び還付加算金	4,201	0.06
13.予備費		1,001,034	15.05
	1.予備費	1,001,034	15.05
歳出合計		6,652,039	100.00

令和8年度新潟県建築国民健康保険組合事業計画

1. 基本方針

1 令和8年度政府予算案

高市政権は12月26日、一般会計の総額が過去最高規模となる122兆3,092億円の令和8年度予算案を閣議決定しました。これは初めて120兆円の大台を超える予算となります。

なお、社会保障費関係予算は令和7年度より2.0%増加の39兆559億円となり、予算総額の3分の1に迫る規模です。このうち、医療については12.8兆円で約3割を占めます。

また、国保組合関係の予算は令和7年度より約105億円多い総額約2,721億円計上されました。被用者保険の適用拡大等による国保組合全体の被保険者数の減少が進行する中、1人当たりの医療費や後期高齢者支援金、介護納付金等が上昇を続けている他、令和8年度に創設される子ども・子育て支援納付金に係る補助金が増加したこと等が助成費を押し上げている状況です。

2 診療報酬等の見直し

令和8年度は2年に1度の診療報酬改定年です。

診療報酬のうち医師や看護師ら医療従事者の人件費や物価上昇等への対応に回る「本体」部分は3.09%という大幅な改定となりました。

一方、医薬品などの公定価格にあたる「薬価」部分は0.87%引き下げられ、診療報酬全体の改定率は「本体」と「薬価」の差し引きで2.22%のプラス改定となりました。これは診療報酬全体としては12年ぶりのプラス改定となります。

なお、施行日は薬価改定が令和8年4月、診療報酬等が令和8年6月とされています。

3 国民健康保険制度

1) マイナ保険証について

一昨年12月に保険証の新規交付が停止され、当組合においては昨年7月31日をもって保険証の使用期限が終了しました。

なお、昨年8月以降は原則「マイナ保険証」へ一本化されていますが、マイナンバーカードを取得されていない方や、マイナンバーカードへ保険証情報を紐づけていない被保険者の皆様には「資格確認書」を発行し、切れ目なく医療機関を受診できるよう対応しているところです。

2) 高額療養費制度について

医療費が高額になった患者の一部負担金を一定額に抑える「高額療養費」の見直しが令和8年8月と令和9年8月の2回にわたり実施されます。

本年8月は自己負担限度額の見直しと年間上限額の導入が、令和9年8月には所得区分の細分化が予定されています。「高額療養費」の総額は高齢化や高額薬剤の普及等により年々増加しており、結果的に現役世代を中心とした保険料が増加傾向にあることから、制度の見直しにより高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めたすべての世代の保険料軽減を図ることが狙いとされています。

3) 子ども・子育て支援納付金について

こども家庭庁が推進するこども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化のため、令和8年4月に「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。この支援金は被保険者数に応じて医療保険者へ賦課され、医療保険者が被保険者の皆様から徴収し、国へ拠出するものです。

なお、保険料は本年4月から賦課徴収いたしますが、18歳以下（高校生年代）の被保険者には子ども・子育て支援納付金に係る保険料は賦課されません。

また、納付金の単価は令和9年・10年に引き上げられ、その後は固定される予定となっています。

この支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、「児童手当の拡充」や「こども誰でも通園制度」、「妊婦のための支援給付」等に使用されるものです。

4 今後の事業展開

今後予定されている制度改正に的確に対応するとともに、現在展開している事業内容についても不断の見直しを行い、当組合関係者の皆様に喜んでいただけるような組合運営に努める所存です。

なお、当組合の事業は独自開発した基幹システムを基盤として平成10年以降、様々な制度改正等に対応を重ねながら運用してまいりましたが、社会情勢の変化等に伴うシステムベンダーの方針変更等もあり、他のシステムへの移行を余儀なくされました。今後、このことについては上部団体である一般社団法人全国国民健康保険組合協会が提供する国保組合標準システムへの移行を念頭に置きながら早急に検討してまいります。

2. 重点事項

1 被保険者の加入促進

国保組合全体の被保険者数は平成8年の約467万人をピークに減少に転じ、平成20年の後期高齢者医療制度の創設等を経て、令和7年4月には約257万人に減少しています。日本全体の人口減少に加え、被用者保険の適用拡大が推進されていることから今後の更なる減少も懸念されるところです。

当組合の被保険者数は平成9年ピーク時の約35,700人から減少に転じ、令和7年度はここまで平均16,308人となっています。

年齢構成は65歳以上前期高齢者の加入率が全国平均を上回る19.5%ということで交付されている前期高齢者交付金は貴重な財源となっています。

今後の安定した事業運営のためには新規組合員の獲得、特に若年世代の加入が求められる状況でありますので、当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等を様々な機会を捉えて訴求し、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたいと考えます。

2 医療費適正化の推進と保健事業の充実

新薬の登場により、上昇傾向にある調剤費用の軽減を図るため、「ジェネリック医薬品希望シール」を配布するとともに、新潟県国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)の共同事業として「ジェネリック医薬品差額通知(年2回)」と「医療費通知(年1回)」を引き続き実施いたします。

レセプトの二次点検についても国保連合会へ委託し、点検成果が上がるよう強化してまいります。

また、大変多くの皆様からご利用いただいている「人間ドック受診補助」「インフルエンザ予防接種補助」「支部健康づくり事業補助」等についても支部の皆様のご協力の下、引き続き実施してまいります。

更に「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化と疾病予防を引き続き推進してまいります。具体的には19年目を迎える「特定健診・特定保健指導」の受診率・実施率の更なる引き上げ(国保連合会共同事業で受診勧奨実施。)、一つの疾病で複数の医療機関等を受診する者に対する「多受診指導」、健診結果の異常値を放置する者に対する医療機関の「受診勧奨」の他、人口透析患者への移行を未然に防ぐ「糖尿病性腎症重症化予防事業」等です。

また、平成30年度から「国民健康保険組合における保険者インセンティブ」が開始され、国の基準を満たす保健事業に取り組んでいる国保組合に対してインセンティブ(補助金)が交付されています。

7年目の令和6年度は全国157国保組合の中で当組合は34位という結果でした。今後もこのような国の制度を有効活用しながら、被保険者の皆様の健康の保持増進と疾病予防に資する事業に積極的に取り組んでまいります。

3 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は保険料(約35.3%)、国からの補助金(約42.34%)、前期高齢者交付金(約7.52%)の他、繰入金・繰越金(約12.11%)で、全体の約97%構成されています。

一方、支出については、医療費等や後期高齢者支援金、介護納付金等という医療保険者としての義務的な支払いが単年度支出の大部分を占めています。(約90%)医療費については他の保険者と比較して低く抑えられている状況ではありますが、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、超高額薬剤の登場等により、財政への負担は年々増えています。なお、74歳以下の世代が75歳以上後期高齢者の医療費の4割を支える後期高齢者支援金と、40歳から64歳の介護二号被保険者が介護費用の約5割を支える介護納付金、更に令和8年度からは子ども・子育て支援納付金がかかりますが、これらは国から示される一人当たりの負担金額を加入者数に応じて支払うもので、一人当たり負担金額は年々上昇してまいります。これら支援金や納付金の単価上昇はそれぞれ保険料の引き上げに直結するものです。

また、健保適用除外により定率補助率の低い特定被保険者の加入率が年々上昇していることも財政への影響のひとつと考えられます。急激な物価の上昇と相まって、非常に厳しい事業運営を強いられている状況です。

4 所得調査

国保組合は医療費や後期高齢者支援金、介護納付金等に係る支出に対し国から被保険者の所得水準に応じた補助金が交付されています。

国は各国保組合の所得水準を把握するために令和7年度、各国保組合に対して所得調査を実施いたしました。3年前の令和4年度調査では平均約88万円という結果でしたが、令和7年度は平均所得が100万円を超える見込です。現行の制度では、所得額が150万円以上になると定率32%交付されている補助率が2%引き下げられ30%になりますが、昨今の物価上昇を考慮して、令和9年度以降は現行の「150万円以上」という条件を「180万円以上」とする見直し案も示されています。

5 適用の適正化の推進と法令遵守

組合員の加入資格については少なくとも3年に1回は客観的な証拠書類の提出による資格確認調査を実施するよう、厚生労働省から義務付けられておりますが、令和8年度は組合独自調査である「現況調査」を実施します。

なお、厚生労働省から義務付けられているハラスメント対策についても法令遵守（コンプライアンス）の一環として引き続き取り組んでまいります。

また、社会保障・税番号制度の開始により、特定個人情報等の取扱いに関する責任は益々重いものとなっています。

これらのことについて組合役職員が一体となり、法令や諸規定、行動規範等を遵守し、社会的な要請に応え、適正な運営に努めてまいります。

3. 事業内容

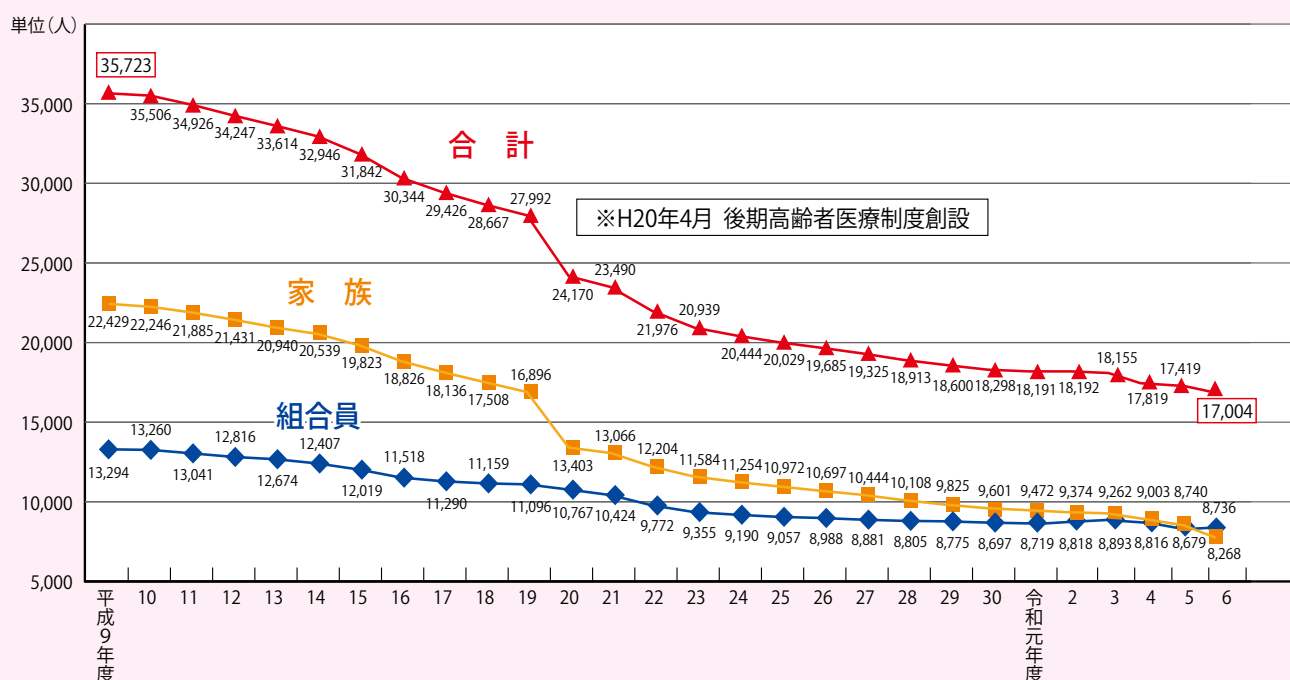
(1) 事業期間

(自) 令和8年4月1日～(至) 令和9年3月31日

(2) 被保険者数

組合員である被保険者	8,300人
組合員以外の被保険者	7,200人
合計	15,500人
※介護保険対象者(再掲)	(6,300人)

被保険者数の推移(H9年以降)



(3) 保 険 料

区 分	説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	子ども・子育て 支援納付金 賦課額	月 額
		賦課対象 全 員	0歳～74歳	40歳～64歳	※18歳～74歳	
組 合 員	1級 事業主 従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行って いる主たる者	18,800円	3,400円	4,000円	500円	26,700円 ※(22,700円)
	2級 一人親方 従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	13,200円	3,400円	4,000円	500円	21,100円 ※(17,100円)
	法人役員 法人の代表者以外の役員 (厚生年金に加入していない法人役員は 任意)					
	3級 従業員 事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従たる 者専従者給与収入が月額88,000円 以上の者	10,800円	3,400円	4,000円	500円	18,700円 ※(14,700円)
	4級 25歳未満 25歳未満の組合員	5,800円	3,400円	—	500円	9,700円 ※「9,200円」
5級 後期高齢者 75歳以上の組合員	4,000円	—	—	—	4,000円	
家 族	家 族	4,000円 賦課限度5人	3,200円 賦課限度5人	3,600円 賦課限度3人	300円 賦課限度3人	11,000円 ※(7,500円) ※「7,200円」

年間賦課限度額	基礎賦課額	465,600円 (市町村 67万円)
	後期高齢者支援金賦課額	232,800円 (市町村 26万円)
	介護納付金賦課額	177,600円 (市町村 17万円)
	子ども・子育て支援納付金賦課額	16,800円 (市町村 3万円)
	計	892,800円 (市町村 113万円)

- ※月額()は介護2号被保険者(40歳～64歳)以外の保険料。
「 」は18歳(高校生年代)以下の保険料。
- ※後期高齢者支援金賦課額 0歳～74歳の方が納付する。
- ※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳までの方)が納付する。
- ※子ども・子育て支援納付金賦課額
18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の方(高校生年代までの者)については賦課されない。
- ※5級組合員 75歳以上の組合員が「特例制度」希望により資格を継続。
- ※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)が基準日(11月30日)において被保険者である場合において財政支援を実施する。なお、財政支援の額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。(申請不要)
- ※産前産後期間の保険料軽減措置
届出により出産の予定日(出産後に届出を行う場合には出産日)が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間(産前3か月～出産月～産後2か月)を軽減する。

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分		給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童(注1)		8 割	2 割
就学児以降70歳未満		7 割	3 割
70歳以上 (注2)	一 般	8 割	2 割
	現役並み所得者	7 割	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

令和8年8月診療分から、自己負担限度額が変わります。
また、自己負担限度額に年間上限額が設けられます。

【令和8年7月診療分まで】

70歳未満	所得区分		自己負担限度額	
	旧ただし書所得	901万円超		252,600円 [140,100円]
600万円超～901万円以下			167,400円 [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + ((医療費) - 558,000円) × 1%
210万円超～600万円以下			80,100円 [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + ((医療費) - 267,000円) × 1%
210万円以下			57,600円 [44,400円]	
	住民税非課税者		35,400円 [24,600円]	

70歳以上	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)※	入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得	690万円以上	252,600円 + 1% [140,100円]	医療費が842,000円を超える場合 + ((医療費) - 842,000円) × 1%
	課税所得	380万円以上	167,400円 + 1% [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + ((医療費) - 558,000円) × 1%
	課税所得	145万円以上	80,100円 + 1% [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + ((医療費) - 267,000円) × 1%
	一 般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 [44,400円]
	低所得者 (住民税非課税者)	II	8,000円	24,600円
		I		15,000円

【令和8年8月診療分から】

70歳未満	旧ただし書所得	所得区分	自己負担限度額
		901万円超	医療費が901,000円を超える場合 + (\langle 医療費 \rangle - 901,000円) \times 1% 年間上限：1,680,000円 270,300円 [140,100円]
		600万円超～901万円以下	医療費が597,000円を超える場合 + (\langle 医療費 \rangle - 597,000円) \times 1% 年間上限：1,110,000円 179,100円 [93,000円]
		210万円超～600万円以下	医療費が286,000円を超える場合 + (\langle 医療費 \rangle - 286,000円) \times 1% 年間上限：530,000円 85,800円 [44,400円]
		210万円以下	61,500円 [44,400円] 年間上限：530,000円(※1)
		住民税非課税者	36,900円 [24,600円] 年間上限：290,000円

70歳以上	現役並み所得者	所得区分	自己負担限度額	
			外来(個人ごと)※	入院(世帯単位)
		課税所得 690万円以上	270,300円 + 1% [140,100円]	医療費が901,000円を超える場合 + (\langle 医療費 \rangle - 901,000円) \times 1% 年間上限：1,680,000円
		課税所得 380万円以上	179,100円 + 1% [93,000円]	医療費が597,000円を超える場合 + (\langle 医療費 \rangle - 597,000円) \times 1% 年間上限：1,110,000円
		課税所得 145万円以上	85,800円 + 1% [44,400円]	医療費が286,000円を超える場合 + (\langle 医療費 \rangle - 286,000円) \times 1% 年間上限：530,000円
		一般	22,000円 (年間21.6万円上限)	61,500円 [44,400円] 年間上限：530,000円(※2)
	低所得者 (住民税非課税者)	II	11,000円	25,700円 [24,600円] 年間上限：290,000円 外来年間上限：96,000円
		I	8,000円	15,000円 年間上限：180,000円

- (注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く)。
 ・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯(課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合、単身世帯の場合は年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合は年収合計が520万円に満たない場合も含む)。
 ・「低所得者II」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税
 ・「低所得者I」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯

※ 金額は、一か月当たりの限度額。[]内の金額は、多数回該当(過去12か月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。

※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。

※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。ただし、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円。

(※1、※2) 年収が「～約200万円」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年間での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所得要件		70歳～74歳
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満(※3)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円



※3 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下

Ⅳ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

区分		標準負担額(1食分)	
現役並み所得者及び一般	下記以外	510円	
	小児慢性特定疾病児童等 または指定難病患者	300円	
低所得者Ⅱ	過去12か月の 入院日数	90日まで	240円
		90日以降	180円
低所得者Ⅰ		110円	

Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

区分		標準負担額		
		食費(1食分)	居住費(1日分)	
			医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ
現役並み所得者 及び一般	入院時生活療養(Ⅰ)を 算定する医療機関に 入院している者	510円 ※難病患者300円	370円	370円 ※難病患者0円
	入院時生活療養(Ⅱ)を 算定する医療機関に 入院している者	470円 ※難病患者300円		
低所得者Ⅱ		240円		
低所得者Ⅰ		140円※		
境界層該当者		110円	0円	

※ 診療区分Ⅱ、Ⅲは110円

Ⅵ 保険外併用療養費

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養または選定療養を受けたときにその療養に要した費用のうち、保険診療分に相当する部分に費用を支給します。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護を受けたとき、自宅において療養を受ける状態にあつて、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費(海外の病院等で受診した場合を含む)など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

Ⅸ 移送費

疾病または負傷により移動が困難な方が、医師の指示により、緊急その他やむを得ず移送されたときに支給します。

(5) その他の保険給付

I 出産育児一時金	子ども1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	488,000円 (上乗せ) 12,000円 <hr/> 500,000円
------------------	-----------------------------------	---

II 葬 祭 費	組合員である被保険者が死亡した場合支給 家 族である被保険者が死亡した場合支給	100,000円 50,000円
-----------------	--	---------------------

III 傷病手当金	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給	
1 級	1日6,000円×60日＝	360,000円
2級～4級	1日5,000円×60日＝	300,000円

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。
・同一疾病については5年毎に適用する。

IV 出産手当金	女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合に支給	1児につき 300,000円
-----------------	---------------------------	----------------



(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(組合員・家族)の資格が8か月以上あり、25歳以上の対象者 ・1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・オプション検診は、検診を受けようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・脳ドックは検診料金の7割を補助、4万5千円を限度とする。 ・石綿健診(一次及び二次)は、全額補助。
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日=150,000円を限度
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる全世帯に毎年2月に通知する。(令和8年度は令和7年12月～令和8年11月診療分を対象とし、令和9年2月に通知。)
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる被保険者に年2回(9月・1月)通知する。
5	柔整療養費支給適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準等に基づき抽出した申請書について、被保険者へ調査票を送付し、負傷原因や部位等の確認を行い、回答と申請書を突合した結果不適切な請求が疑われるもの等を把握し、支給の適正化に繋げる。
6	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保だより」年2回(4月、11月)、「国保のご案内」を年1回配布する。
7	健康優良家庭(者)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間無受診だった家庭(者)へ記念品を贈呈する。
8	地区国保協議会負担金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・上・中・下越の地区国保協議会に運営費として事務費15万円を交付する。
9	支部健康づくり推進事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。
10	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満 1回につき2,200円限度(年2回まで) ・13歳以上65歳未満 1回 2,200円限度 ・65歳以上 1回 1,650円限度
11	肺炎球菌ワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上 8,000円限度 ・65歳以上75歳未満 5,000円限度 ・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,200円限度
12	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・おたふくかぜ予防接種に対して1回につき3,000円を限度に補助(2回まで)
13	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇特定健診 対象者の55% ◇特定保健指導 動機付支援 対象者の30% 積極的支援 対象者の30% ・特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は原則自己負担なし。(本人の希望で実施する「詳細項目」等については自己負担が発生する場合あり。)
14	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出産家庭に対し育児書の配布 <ul style="list-style-type: none"> 0歳児は「赤ちゃんと！」(月刊誌(年12冊)) 1歳児は「ラシタス」(季刊誌(年4冊))
15	データヘルス計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多受診指導(一つの疾病に対して複数の医療機関に罹る者への指導) ・受診勧奨(健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨) ・糖尿病性腎症重症化予防事業 <p style="text-align: right;">他</p>

(7) 資格確認書等の更新

令和8年8月1日の「資格情報のお知らせ」(70歳以上前期高齢者交付分)及び「資格確認書」並びに「資格確認書兼高齢受給者証」の更新前に、「現況調査」を実施します。

※調査期間 令和8年5月～6月末

(8) 事務委託費(徴収手数料)

組合員である被保険者1人、1か月580円、年6,960円を事務委託費(徴収手数料)として交付する。

職種等の現況調査を行います

令和8年度は、8月の資格確認書等更新前に、組合員の方の現況が組合規約等に規定する加入条件に合っているかの確認を行います。

- ◆調査開始時期 …… 5月中旬頃
- ◆調査方法 …… アンケート形式
(調査票に現況をご回答の上、ご返送ください。)

ご多忙のところ大変お手数ですが、
調査にご協力をお願いいたします。



調査票送付封筒イメージ

家族専従者の皆様へ

**専従者給与月額が8万8千円以上の方は組合員
(3級「従業員」)としてご加入いただくこととなりました。**

※令和6年8月1日改正

- 上記に該当する可能性の高い家族加入者がいる世帯へ、本年7月にお知らせ文書を送付する予定です。
- お知らせ文書が届かない場合でも、該当する家族加入者は所属する支部の窓口で、組合員へ移行する手続きをお願いします。
- 上記理由で家族加入者が組合員(3級「従業員」)へ移行する世帯の組合員が2級「一人親方」の場合は1級「事業主」への級変更も合わせて必要です。
- 今後、家族加入者で専従者給与月額が8万8千円以上であることが判明した場合、実態に合わせ、遡って(令和6年8月限度)3級組合員へ移行していただくこととなりますので、速やかな手続きをお願いいたします。

組合員・家族の
みなさまへ

4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



【重要】

手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

受付

家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であること、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない世帯全員の住民票（マイナンバー付） 前の保険の資格喪失証明書等
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない世帯全員の住民票（マイナンバー付） 出産育児一時金の申請書
結婚、他の世帯からの転入等で同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 続柄省略のない世帯全員の住民票（マイナンバー付）

家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 加入した保険の資格確認書等写し やめる人の建築国保資格確認書等
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 死亡診断書または埋葬許可証の写し
離婚、就職などで他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票 やめる人の建築国保資格確認書等

以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 住所表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(または訓練校)に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第116条該当届 在学証明書、または訓練校の在籍証明書
資格確認書等の紛失	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 ※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。
資格確認書等の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 破損、汚損した資格確認書等

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 「写し」と記載のあるもの以外は原則「原本」の提出をお願いします。
- 70歳以上の方は所得等によって負担割合が異なるため、加入時に所得判定が必要となります。住民税の未申告などにより税情報が取得できなかった場合には、所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

法人事業所等の事業主のみならず、

健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？

以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「14日以内」に申請を行ってください。

※ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は「5日以内」に申請が必要です。申請が遅れ、適用除外の承認を受けられない場合は、社会保険へ加入することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ事業形態を変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新しく従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が、5人以上従業員を雇用した場合。
- ④建築国保の被保険者（加入者）が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者。（④は健康保険の適用事業所が（一社）新潟県建築組合連合会に加入していることが前提）

【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書を支部に提出してください。
2. 建築国保の加入証明・承認印が押された申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所から交付された「適用除外承認証」の写しを支部に提出してください。

※申請書は所属支部または日本年金機構ホームページで取得できます。申請の際は支部へご連絡ください。



法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所（「法人事業所等」）は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保に被保険者として残ることができません。

【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保へ新規加入することはできません。

特定健診・保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

特定健診の受診に必要なもの

1. 特定健康診査受診券（セット券） ※令和8年度は「黄色」です。
2. 「マイナ保険証」または「資格確認書」

令和8年度特定健康診査受診券（セット券）を発送しました



「40歳～74歳の皆様」

特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの受診には、特定健康診査受診券が必要となります。受診日には必ず持参してください。

受診券送付封筒イメージ

健診料金の目安

健診の種類別		費用額(円)	自己負担額(円)
特定健診	集団健診	7,044～	0
	個別健診	8,736～	0
ファミリー健診		16,500	4,950
人間ドック		40,000～	20,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関で行う個別健診で受診できます。特定健診実施機関については当国保組合ホームページで情報提供しています。

特定健診は、原則自己負担がありません。ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。また、特定保健指導は自己負担なしで受けていただけますので、ぜひ積極的にご利用ください。

各種健診についてのお知らせ

人間ドック・ファミリー健診パック・脳ドック・オプション検診についての補助も行っております。

健診内容や補助要件、各種健診の申込み方法等につきましては、「令和8年度版人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、本部または所属支部へお問い合わせください。

なお、各種健診料金につきましては、健診機関によって異なりますので健診機関のホームページ等で確認をお願いいたします。

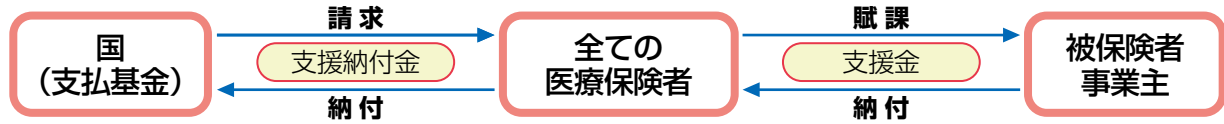
「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」は毎年4月に送付しています



令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

「子ども・子育て支援金制度」とは

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。国が示した支援金率に基づき、全ての医療保険者が被保険者から支援金を徴収し、国へ納めます。保険者は、国の代わりに支援金を徴収し、納付する立場となります。



「子ども・子育て支援金」が使われる事業・支援金の賦課について

・支援金の使途は法律で決められており、①児童手当 ②妊婦のための支援給付 ③こども誰でも通園制度 ④出生後休業支援給付 ⑤育児時短就業給付 ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金以外の目的では使用されません。

改定保険料（令和8年4月から）

区分	説明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	子ども・子育て 支援納付金 賦課額	月額	
							賦課対象
組合員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主 親子で一つの事業を行っている主たる者	18,800円	3,400円	4,000円	500円	26,700円 ※(22,700円)
	2級 一人親方 法人役員	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	13,200円	3,400円	4,000円	500円	21,100円 ※(17,100円)
		法人の代表者以外の役員 (厚生年金に加入していない法人役員は任意)					
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従たる者 専従者給与収入が月額88,000円以上の者	10,800円	3,400円	4,000円	500円	18,700円 ※(14,700円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,800円	3,400円	—	500円	9,700円 ※[9,200円]
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	4,000円	—	—	—	4,000円	
家族	家族	4,000円 賦課限度5人	3,200円 賦課限度5人	3,600円 賦課限度3人	300円 賦課限度3人	11,000円 ※(7,500円) ※[7,200円]	

※月額の（ ）は介護2号被保険者（40歳～64歳）以外の保険料。

「 」は18歳（高校生年代）以下の保険料。

※後期高齢者支援金賦課額 0歳～74歳の方が納付する。

※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者（40歳～64歳までの方）が納付する。

※子ども・子育て支援納付金賦課額

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の方（高校生年代までの者）については賦課されない。

※5級組合員 75歳以上の組合員が「特例制度」希望により資格を継続。

※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）が基準日（11月30日）において被保険者である場合において財政支援を実施する。なお、財政支援の額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。（申請不要）

※産前産後期間の保険料軽減措置

届出により出産の予定日（出産後に届出を行う場合には出産日）が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間（産前3か月～産後2か月）を軽減する。